

平成29年4月3日

公益財団法人東京陸上競技協会

競技運営委員会 審判部長

審判講習会における質疑応答での回答の一部訂正について

標題のことにつきまして、審判講習会会場にて質疑応答の際、出席者からの質問で、「やり投競技にて、やりの末尾部分（後ろの部分）が助走路上の地面に接触した場合は、助力にあたるのではないか。」に対し、「無効試技」である旨の回答をいたしました。後日、審判部会、投てき有識者など関係者と討議した結果、「やりの末尾部分（後ろの部分）が地面に接触した場合、競技者の有利な行為として該当せず、また、助力としても判断しがたいことから、『有効試技』として扱うこととしました。ただし、助走路のラインや助走路の外側に接触した場合は、無効試技となります。」

以上の通り、質疑応答での回答を訂正させていただきます。